

医療事故等防止監察委員協議会運営要項

1. 目的

医療事故等防止監察委員設置規程第2条第2項の規定に基づき、医療事故等防止監察委員（以下「監察委員」という。）による協議会（以下「協議会」という。）の開催に際し、その運営に関して必要な事項を定める。

2. 協議会の運営等

- (1) 協議会は、市立ひらかた病院（以下「病院」という。）において質の高い医療の提供を確保するため、医療事故の防止体制及び医療事故への対応（以下「医療事故の防止体制等」という。）について監察委員が調査した内容について検討を行う。
- (2) 調査の検討結果等については、病院事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、また、意見を述べる。
- (3) 病院において質の高い医療の提供を確保するため、第1号に規定する調査項目以外であっても調査審議し、及び管理者に意見を述べるができる。
- (4) 監察委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

3. 会長及び副会長

- (1) 協議会に会長及び副会長を置く。
- (2) 会長及び副会長は、監察委員の互選による。
- (3) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4. 協議会の定足数

協議会を開催するためには、監察委員総数の2分の1以上の出席を必要とする。

5. 会議の公開

協議会の会議の公開に関しては、平成11年通達第8号「枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針について」によるものとする。

6. 会議録の作成

協議会の会議は、会議録として記録しなければならない。

7. その他

この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。